

1 計画策定の背景と目的

(1) 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域におけるコミュニ



ティの希薄化、[※]児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、子育てに不安や孤立を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の[※]待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築

していくことが求められ、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

(2) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務付けるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」という重点戦略を踏まえ、平成 20 年 2 月、「希望する全ての人子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことを目指す「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、*家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、*病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成 20 年 7 月、社会保障に関する 5 つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その 5 つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成 20 年 5 月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系が目指すものとして、①「全ての子どもすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取組を推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望する全ての人子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援の在り方が示されました。

更には、平成 22 年 1 月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「^{*}認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されました。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が令和7年3月までの10年間延長されました。

【子育て安心プランの策定】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくものとなりました。

【新・放課後子ども総合プランの策定】

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと^{*}放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組みを更に推進することが示されました。

【児童福祉法等の改正】

児童虐待防止対策について、平成 29 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和 2 年 4 月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行しました。更に平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

【子ども・若者育成支援推進法】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして令和元年 10 月に施行しました。

この法律改正に基づき、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

(3) 福生市の動向

福生市では、平成 27 年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに様々な子育て支援事業を展開してきました。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、全ての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、認可保育所等、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4 月入所における「待機児童数ゼロ」を 4 年連続で達成しました。更に学校教育においては、小学 1 年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んでいます。

子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定します。生まれる前からおおむね 18 歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図りながら、児童虐待防止対策の強化や放課後児童対策の充実を推進することにより、引き続き、全ての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

2 計画の位置付け

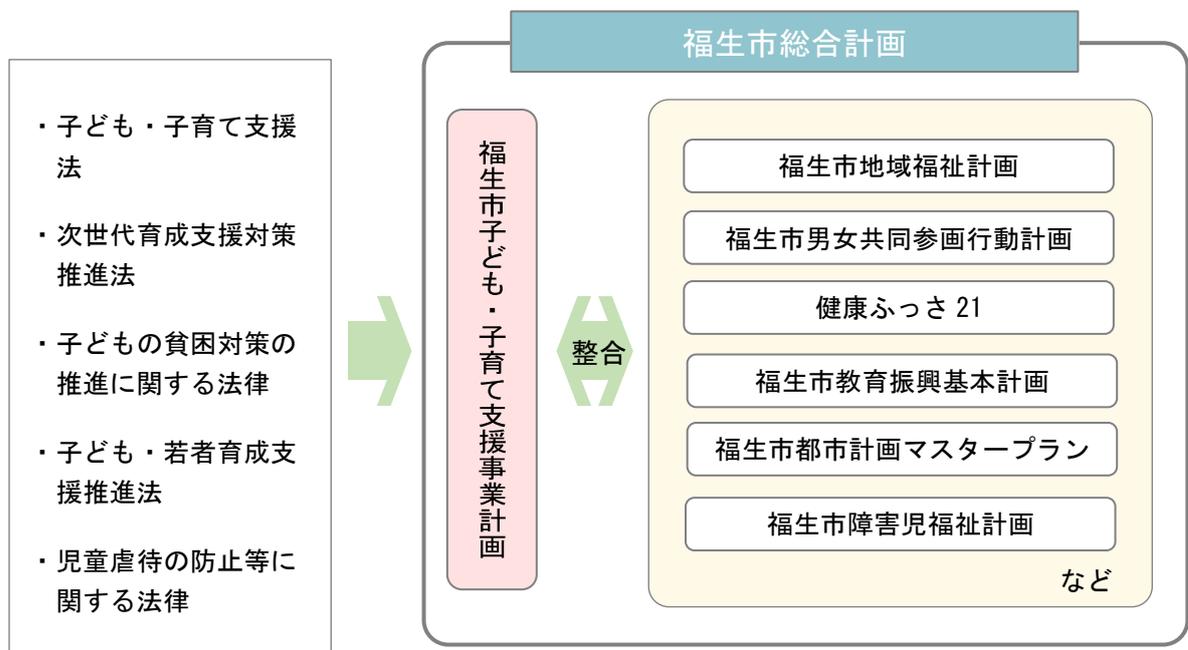
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、全ての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取組を進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として策定し、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害児福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

【 計画の位置付け 】



3 計画策定の経過（策定体制）

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：576 人、回収率 48.0%）、小学生の保護者及び小学 4 年生から 6 年生までの本人 1,200 人（回収：619 人、回収率 51.6%）、中学生の保護者及び中学生本人 600 人（回収：300 人、回収率 50.0%）を対象として、平成 30 年 11 月に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

（2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者から見る市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、*児童館等（41 施設）にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

（3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を 13 回開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

4 計画の期間

本計画は計画期間を5年間とし、実施期間を令和2年度から令和6年度までとします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	平成 31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				令和 元年度					
子ども・子育て支援計画				策定					
			ニーズ 調査		子ども・子育て支援計画（第2期）				